

各 位

会 社 名 株式会社ピククルスコーポレーション
代表者名 代表取締役社長 宮本雅弘
(コード：2925、JASDAQ)
問合せ先 取締役経理部長兼財務部長 三品 徹
(TEL. 04-2998-7771)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ
(会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、平成 26 年 4 月 15 日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しましたので、お知らせいたします。

1. 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため。

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類	普通株式
(2) 取得し得る株式の総数	400,000 株 (上限) (発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合 6.3%)
(3) 株式の取得価額の総額	320 百万円 (上限)
(4) 取得期間	平成 26 年 4 月 16 日～平成 26 年 4 月 30 日

※取得方法については、決定次第お知らせいたします。

3. 支配株主との取引等に関する事項

本自己株式取得においては、当社の支配株主である東海漬物株式会社からの取得が予定されているため、支配株主との重要な取引等に該当します。

当社が平成 25 年 5 月 31 日に開示しましたコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に関する本取引の適合状況は以下のとおりです。同指針では、「東海漬物株式会社及びその子会社との仕入・販売の取引に関しては、一般取引先と同様に個別の協議により決定し、公正かつ適正な取引関係を維持します。」としております。そのため当社は、平成 26 年 4 月 15 日開催の取締役会において、支配株主との利害関係のない取締役 6 名及び監査役 3 名が、本自己株式取得が、経営環境の変化に対応できる機動的な資本政策の遂行を可能とすることを主たる目的として実施されることを確認し、かつ、現在の株価水準及び今後の資本政策の可能性を考慮して十分な審議を行い、出席取締役の全員一致により本自己株式取得の実施に関する決議を行いました。なお、本自己株式取得に関して、東海漬物株式会社の代表取締役社長を兼務している取締役大羽恭史氏は上記取締役会における審議及び決議には参加しておりません。

さらに、当社は、平成 26 年 4 月 11 日付で、当社の独立役員である社外監査役松野昭氏より、本自己株式取得は、「経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を目的としていること」「少数株主に対して不利益を与える目的など又は支配株主を優遇し結果として少数株主に対して不利益を与える目的などがあって実施されるものではないこと」「東海漬物株式会社の代表取締役社長を兼務している取締役大羽恭史氏が取締役会における審議及び決議には参加せず、これにより、取締役会の意思決定の公正性が確保されること」「東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 ToSTNeT-3 の利用又は市場買付などの取得方法を予定しており、本自己株式取得の取引の相手方を東海漬物株式会社に限定せず、当社の株主に対して取引機会が平等に設けられた手続きであるため、少数株主に対して不利益を与える取引とはならないこと」「本自己株取得は当社の企業価値の向上に資するものと考えられること」などを総合的に判断すると、本自己株式取得は、当社の少数株主にとって不利益でない旨の意見を頂いております。

以 上

(参考) 平成 26 年 3 月 31 日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く）	6,394,561 株
自己株式数	3,439 株